

**国立公園内での行為について**  
**～国立公園内での行為については、手続きが必要です～**

☆ 国立公園内では、優れた風景地を保護するため、自然公園法に基づき、各種行為が規制されています。国立公園内において、次のような行為等を行う場合は、**事前に**国又は県へ許可申請・届出の**手続きが必要**となります。

○**手続きが必要な行為(一例)**

第1種 特別 地域	①工作物(建築物を含む)の新改増築 ②木竹の伐採 ③鉱物や土石の採取	特別 保護 地区	特別地域の規制に加えて ①木竹の損傷 ②木竹の植栽 ③家畜放牧 ④野外での物の集積・貯蔵 ⑤火入れ・たき火 ⑥動植物の捕獲殺傷等 ⑦落葉・落枝の採取
第2種 特別 地域	④広告物の掲出 ⑤野外での物の集積・貯蔵(土石・廃棄物等) ⑥開墾・土地の形状変更 ⑦屋根・壁面の色彩の変更		など
第3種 特別 地域	など		
普通 地域	①一定規模以上の工作物の新改増築 (建築物高さ13m又は延面積1000㎡、鉄塔高さ30m、送水管長さ70mなど) ②鉱物や土石の採取 ③広告物の掲出 ④土地の形状変更	海域 公園 地区	①工作物の新改増築 ②鉱物や土石の採取 ③広告物の掲出 ④海底の形状変更 ⑤物の係留 (以上漁業に必要なものを除く) ⑥海面の埋立・干拓
	など		など

- ◎ 国立公園内で行為を行う際は**事前に**環境省奄美群島国立公園管理事務所，環境省徳之島管理官事務所又は大島支庁総務企画課へ相談をお願いします。
- ◎ 行為箇所が国立公園区域内外の判別ができない場合も環境省奄美群島国立公園管理事務所，環境省徳之島管理官事務所又は大島支庁総務企画課へ相談をお願いします。

## ○ 許可申請・届出の手続き（令和4年度から一部変更があります。）

- (1) 申請・届出の様式（令和4年度から新様式になっています。）  
・様式や必要な添付書類・記載要領については、環境省のホームページに掲載されています。  
（下記 URL 又は QR コードからアクセスできます。）

URL: [https://kyushu.env.go.jp/okinawa/procedure/pro\\_5.html](https://kyushu.env.go.jp/okinawa/procedure/pro_5.html)



- (2) 標準的な処理期間  
・申請内容や申請先により異なりますが、通常約1～3か月を必要とします。（書類に不備があった場合の補正の期間は除く）
- (3) 注意事項  
・自己所有地であっても、国立公園内での行為においては、事前に手続きが必要となります。自己所有地が公園区域に入っていないか、添付公園区域図を参考に事前によくご確認ください。  
・行為の種類、規模、公園の種類、地種区分の違いにより手続き等に違いがあること、また、行為の場所や内容によっては、許可ができない場合もあることから、事前に環境省（以下のお問い合わせ先）又は大島支庁総務企画課若しくは関係市町村役場に御相談ください。  
・自然公園法の改正が令和4年4月1日に行われたことに伴い、許可が必要な項目や、審査基準に変更があります。  
・環境省に対する申請・届出について、県及び市町村を經由していましたが、自然公園法施行令の一部を改正する政令（令和3年制令第258号）により、令和4年4月1日から、県及び市町村を經由せずに直接環境省に申請書・届出書を提出することとなりました。申請等の内容に応じて提出先が異なりますので、申請等に際しては、環境省（以下のお問い合わせ先）又は大島支庁総務企画課への事前相談において提出先をご確認下さい。  
・非常災害により国立公園内で法第20条第3項、第21条第3項、第22条第3項、第33条第1項の各号に掲げる行為の必要性がある場合においても、基本的には許可申請又は、届出の手続きが必要です。また、非常災害のために必要な応急処置としての行為を行った場合には、法第20条第7項、第21条第7項、第22条第7項の規定により当該内容をその行為をした日から起算して14日以内に環境大臣へ届け出る必要があります。

## ○ 違反行為について

自然公園法の規定に違反しての行為や、無許可での行為等については、罰則が設けられています（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金等）。また、違反行為から国立公園を保護するために必要があると認めるときは、原状回復を課す場合があるため、必ず許可を得てから行為を行うようご注意ください。

※ 自然公園法の改正に伴い、従前より罰則が厳重になっています。

☆国立公園の範囲や区域内での許可申請・届出について、不明な点がありましたら、下記にお問い合わせください。

### ○ お問い合わせ先

環境省奄美群島国立公園管理事務所（奄美大島・喜界島・与論島所管）

電話 0997-69-2280

環境省奄美群島国立公園管理事務所徳之島管理官事務所（徳之島・沖永良部島所管）

電話 0997-85-2919

大島支庁総務企画課 商工観光係

電話 0997-57-7215

行為地の市町村役場

### ○ 許可申請書の提出先

環境省：行為地の所管事務所（上記参照）

県（大島支庁）：行為地の管轄市町村役場

### ○ 環境省及び県のホームページ（検索方法）

・（環境省国立公園関係）環境省\_奄美群島国立公園

・（鹿児島県国立公園関係）鹿児島県庁ホームページ→暮らし・環境→自然保護→自然公園→行為許可申請書・届出